

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1 取組の推進に関する基本的考え方

京都府内の農山村地域では、過疎化・高齢化・混住化等による集落機能の低下・地域コミュニティの弱体化により、農地・農業用水等の維持管理・農村環境の保全・形成等が困難となっている。

府では、従来から地域特性を活かした収益性の高い農業の実現等を目指し、ほ場整備をはじめとする基盤整備や、農業経営支援、担い手農家や農作業受託組織の育成等の様々な農業振興策に取り組んできた。平成19年から「農と環境を守る地域協働活動支援事業」に取り組む、農村環境の維持管理や農家と非農家の協働による新たな体制構築等、農村の地域力再生やコミュニティづくりに大きな効果を発揮してきた。

地域農業は生産活動と集落協働活動が一体となって展開され、多様な担い手の活躍により一層の発展が期待されるものであることから、本対策を農業農村振興の重要な施策として位置づけ、持続可能な地域農業を下支えするため、農地・農業用水等の資源、農村環境の保全活動及び農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化に対する支援により、府内の農山村地域に振興を積極的に図る。

2 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域協働で実施する農用地や水路、農道等、地域資源の基礎的な保全管理活動を対象とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的な保全活動のすべての項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、取組を1以上実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	
構成項目	
対象施設等	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

イ 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

京都府の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第7に定める交付単価以内とし、地域協働による地域資源の基礎的な保安全管理活動及び地域資源の適切な保安全管理のため推進活動を行う組織を支援する。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	250円	125円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第3の2の規定に基づき多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地は以下のとおりとする。

- ① 生産緑地法に基づく生産緑地
- ② 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- ③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

(4) その他必要な事項

なし

3 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、地域協働で実施する農用地や水路、農道等、地域資源の質的向上を図る活動を対象とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

地域活動指針の施設の軽微な補修のすべての項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、取組を1以上実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 施設の軽微な補修

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいて、配水操作を行うこと。
活動要件	協定に位置付けた農用地及び水路等の施設について、畦畔の再構築、水路側壁のはらみ修正等、必要な取組を毎年度実施する。

イ 農村環境保全活動

区 分	
活動指針の構成	
テーマ	
取 組	
取組内容	
活動要件	

ウ 多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

京都府の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第7に定める交付単価以内とし、地域協働による地域資源の質的向上を図る活動を行う組織を支援する。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
継続地区の交付単価	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、上記交付単価に5/6を乗じた額以内を交付単価とする。

- (3) その他必要な事項
なし

4 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、集落が管理する農地周り水路、農道、ため池を対象施設とし、施設の長寿命化を図るための補修又は更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設・活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、対象組織において合意のもと、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

また、京都府ではよりきめ細かな補修・更新等に対応するため以下②の活動を追加設定する。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	取水施設の補修	井堰等の破損、老朽箇所の補修
			補修	水路法面等の補修	張りコンクリート等の破損箇所の補修
			更新等	取水施設の更新	井堰等の施設全体の改修
		農道	補修	橋梁の補修	床版、高欄、舗装箇所等の補修
	ため池	補修	浚渫	貯水量確保のための浚渫	
	農地に係る施設	農地	更新等	畦畔除去	田の畦畔の除去
			更新等	客土	田の基盤への客土
		排水施設	補修	暗渠・明渠排水の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
			更新等	暗渠・明渠排水の設置	対象施設の更新・設置
		給排水施設	補修	給排水施設の補修	対象施設の破損・老朽箇所の補修
更新等			給排水施設の設置	対象施設の更新・設置	
鳥獣害対策施設	補修	鳥獣害防護柵の補修	柵の破損、老朽箇所の補修		

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

京都府の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関

する指針は、別紙3のとおりとする。

- (2) その他必要な事項
なし

5 広域協定の規模

京都府内においては、活動組織当たりの協定面積規模が小さく、また、経営体当たりの経営耕地面積についても、全国平均を下回ることから、広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を立ち上げることができるものとする。

6 地域の推進体制

- (1) 基本的な考え方

本交付金による取組は、京都府、市町村、JA京都中央会、京都府農業会議、京都府土地改良事業団体連合会で構成する京都府農地・水・環境保全向上対策協議会と活動組織との連携により推進することとする。

また、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金による取組を併せて推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図る。

- (2) 関係団体の役割分担

① 京都府

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・京都府の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金の実施を確認し、適切な活動実施のための指導を行う。

② 市町村

- ・管内の活動組織との協定の締結又は広域活動組織の事業計画を認定する。
- ・毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金の実施を確認し、適切な活動実施のための指導を行う。
- ・多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査する。

③ 京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

- ・毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の取組推進を併せて実施する。

- (3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から京都府に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を京都府農と環境を守る地域協働活動交付要綱に従い、京都府から管内市町村に交付するものとする。

また、地域協議会への推進交付金についても、国から京都府に交付を受けた額のうち、地域協議会推進事業の実施に必要な経費を京都府農と環境を守る地域協働活動交付要綱に従い、京都府から地域協議会に交付するものとする。

- (4) その他必要な事項
なし

7 その他

- (1) 平成26年度までに実施した多面的機能支払交付金に係る役割分担
平成26年度多面的機能支払交付金に係る実績確認等については、京都府農地・水保全管理支払の実施に関する基本方針(平成26年4月30日付け近畿農政局同意。以下、「旧基本方針」)に基づき実施する。
- (2) 向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全管理活動)について
交付金旧24要綱に基づき採択された向上活動支援交付金のうち高度な農地・水の保全活動については、各対象組織の活動計画書に定めた活動期間に限り、旧基本方針に基づき実施することができる。

【参考添付資料】

- (参考1) 関係団体の役割分担表
(参考2) 実施体制図
(参考3) 平成26年度の多面的機能支払の実施に関する基本方針

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	京都府	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払推進交付金				
1 法基本方針の策定	○			
2 促進計画の策定		○		
3 第三者機関の設置、運営	○			
4 要綱基本方針の策定	○			
5 (1) 事業計画の指導、審査		○		
(2) 事業計画の認定		○		
6 (1) 広域協定の指導、審査		○		
(2) 広域協定の認定		○		
7 (1) 実施状況確認		○		
(2) 実施状況報告		○		
8 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成			○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援			○	
9 通知、交付		○		
10 その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 府民への幅広いPR・啓発活動	○	○	○	

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図

